

京都大学立看板規程について(18)

【ご質問】(投稿日:2018年7月5日)

『京都大学立看板規程』(以下『規程』といいます)に関して、幾つか疑問に思うことがあるので以下の通り質問いたします。

【1】『規程』の制定過程について

(質問1-1)『規程』の制定にあたり、立て看板と景観との関係や、立て看板の安全性確保の方策についての議論はあったのでしょうか。

(質問1-2)もし上記の議論があったのであれば、その議論において立て看板を主に設置している側の主体である学生の意見の聴取等はされたのでしょうか。もしされなかったのであれば、その理由は何でしょうか。

【2】『規程』の適用・運用について

◆『規程』施行当初、大学は『規程』に違反する立て看板に対し撤去あるいは移動を求める「通告書」を貼り、一定期間これに応じなかった場合撤去を行っておられたように思います。しかしながら、最近では「通告書」を貼らずに即刻撤去という形の運用をしておられるように見受けられます。『規程』には「(本学は)立看板の設置責任者に当該立看板の撤去を求め」ることができ、にもかかわらず「立看板が撤去されない場合、本学は、当該立看板を撤去することができる」(第10条)とありますので、「通告書」を貼らずに撤去する(立看板の撤去を求めることなく撤去する)のはこの規定に反するのではないかと思うのです。

(質問2-1)ところで、同条第4項には「緊急やむを得ず撤去する必要がある場合、本学は、立看板の設置責任者に撤去を求めることなく、当該立看板を撤去することができる」との規定がありますが、「通告書」なしの撤去はこれを根拠にしておられるという理解でよろしいでしょうか。

◆『規程』において対象とするところの「立看板」とは何か、という点に関しては、「一般的に立看板とみなされるものを適用対象とし」「本学内においては、定義がなくても、規程の適用は可能である」「(立看板の定義を定めることについては)行わないことが適切である」とのお考えであることは理解いたしました。しかしながら、そのような運用の過程において、「これは立看板じゃないんじゃないか」と思われるような物が撤去される、という事態も十分に起こりうるのではないかと懸念いたします。事実、先日には石垣に貼られていた「張り紙」が撤去されているのを目にいたしました。

(質問 2 - 2) もし、「一般的に立看板とみなされるもの」ではない(『規程』の対象ではない)、と自分が思っていた掲示物が撤去された場合、異議の申し立て等はできるのでしょうか。

(質問 2 - 3) 上記の申し立てが可能なのであれば、それはいずれの窓口に申し立てればよいのでしょうか。

(質問 2 - 4) 上記の申し立てが可能なのであれば、それはどのような会議体で、どのような基準に基づいて審議されるのでしょうか。また、当該申し立てに対する結論が出るまでの間、掲示物(「立看板」として撤去されたもの)はどのような扱いになるのでしょうか。

(質問 2 - 5) 上述した「張り紙」等、(少なくとも私には)「一般的に立看板とみなされるもの」ではないと思われるものも、事実撤去されています。つきましては、これらの撤去に際して何を根拠にされたのかを教えてくださいたく思います。

質問は以上です。長くなってしまいましたがよろしくお願いいたします。

【回答】(回答日：2018年8月22日)

(総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

(質問 1-1, 1-2)

「京都大学立看板規程制定の意図と経緯について」(2018年3月26日付学生意見箱回答)でお答えしているとおり、本学外構周辺に設置されている立看板について、京都市から、京都市屋外広告物等に関する条例に抵触していること、道路にはみ出すと不法占有になること、強風による倒壊など危険を及ぼすことになりかねないなどの指導を受けたこと、並びに本学周辺の住民の方々からも、歩行者に危険である等のご指摘を受けたことなどを踏まえ、京都市にある大学として、法令違反の状態が続くのは不適切であると判断し、そのような立看板が設置されることのないようにするとともに、構内の指定場所に要件を満たした立看板の設置を認めることとする規程を新たに制定したものです。また、規程の制定前から、公道上の立看板は景観を損ね、事故の危険性もあり、違法かつ条例違反であるといった意見が学生意見箱を通じて寄せられており、そのような学生の意見も規程の検討を行う際に参考とさせていただきました。

(質問 2-1)

近隣の方からの苦情、台風の接近など緊急やむを得ないと判断する場合のほか、立看

板に通告書を貼り付けるのではなく、立看板に記載された連絡先に連絡を行うことにより設置責任者に対して撤去を求めている場合もありますので、一概にお答えすることは困難です。

(質問 2 - 2 ~ 2 - 5)

立看板以外の掲示物については、本学が敷地管理権に基づき撤去しています。掲示物の撤去に関して、いわゆる異議申し立ての制度は設けておりません。